

社会福祉法人^{恩賜財団}済生会 契約手続要領

(趣旨)

第1条 この要領は、社会福祉法人^{恩賜財団}済生会経理規程（以下、「経理規程」という。）に定めるもののほか、社会福祉法人^{恩賜財団}済生会（以下、「本会」という。）が締結する契約に係る事務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 本会が行う契約に関する事務の取扱については、別に定めるものを除き、この要領の定めるところによる。

2 この要領の適用に当たっては、経理規程第65条に定める契約担当者（以下、「契約担当者」という。）等の業務の適正性の確保とその効率化を図るため、契約書及び仕様書等を作成するときは、本部又は支部・施設の現状に即した契約書等の見直し又は新規業務の開始などについて、客観的かつ合理的に検討するための会議体（本部又は支部・施設「契約検討委員会」等）を開催し、その議事録を稟議書等に添付するなど検討過程を明確にするものとする。

(一般競争入札)

第3条 契約担当者は、一般競争入札にあたっては、当該入札に関する公告を行い、不特定多数の者をして入札の方法により競争させ、本会にとって最も有利な条件を提供した者を落札者とする。

(一般競争入札の参加者の資格)

第4条 契約担当者は、特別な理由がある場合を除くほか、競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

2 本会が行う競争入札に参加できる者は、本会の本部及び支部・施設が所在する地方公共団体の建設工事、測量、建設コンサルタント等及び委託、役務並びに物品調達に関する入札参加登録資格を得ている者とする。

3 当該地方公共団体の指名停止の措置がなされている者は、当該指名停止の期間、競争入札に参加させないものとする。

4 契約担当者は、必要があるときは、一般競争入札に参加する者に対して、あらかじめ、契約の種類及び金額に応じ、工事、製造又は販売等の実績、従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況等を要件とする資格を定めることができる。

5 契約担当者は、前項の規定により資格を定めた場合においては、その定めるところにより、定期的又は随時に、入札に参加しようとする者の申請に基づき、その者が当該資

格を有するか否かを審査しなければならない。

(一般競争入札の参加者の制限)

第5条 契約担当者は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者をその事実があった後2年間一般競争に参加させないことができる。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても同様とする。

- (1) 契約の履行にあたり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (2) 公正な競争を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るために連合をした者
- (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が履行することを妨げた者
- (4) 監督又は検査の実施に当たり、職員及び契約担当者が委託した者の職務執行を妨げた者
- (5) 正当な理由なく契約を履行しなかった者
- (6) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者

(一般競争入札の公告)

第6条 一般競争入札の公告は、入札の前日から起算して10日前(土日・祝日を除く。ただし、緊急の必要がある場合においては同5日前)までに、本会の本部又は各支部・施設のホームページ、新聞、掲示その他の方法により、次の事項について行わなければならない。ただし、建設業法(昭和24年法律第100号)の適用を受ける工事のうち、予定価格が500万円以上のものに係る公告は、入札の日前に建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第6条に規定する見積期間をおいて行わなければならない。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格
- (2) 入札の場所及び日時
- (3) 入札に付する事項
- (4) 契約条項を示す場所
- (5) 落札者が落札決定の通知のあった日から7日以内に契約を締結しない場合、その落札者が効力を失うことその他入札の無効に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(再度公告の期間)

第7条 契約担当者は、申込み者若しくは落札者がいない場合又は落札者が契約を締結しない場合において、さらに競争に付そうとするときは、前条に規定する公告の期間を5日まで短縮することができる。

(一般競争入札における予定価格)

第8条 契約担当者は、契約しようとする事項に関し、当該事項に関する仕様書、設計書等に基づき予定価格を定めなければならない。

- 2 予定価格は、競争入札に付する事項の価格の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続して行う製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約で、燃料の契約など品質、価格が安定していて、契約を反復して締結する必要がないものなどは、単価についてその予定価格を定め、見込み数量を勘案した総額をもって決定することができる。
- 3 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、前年度の実績や当該年度の予算を参考に取引の実例価格、需要の状況、履行の難易、数量の多寡及び履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。
- 4 契約担当者は、その一般競争入札に付する事項の予定価格を記載し、又は記録した書面（以下、「予定価格調書」という。）をその内容が認知できない方法（封書で封印）により、金庫等に保管し、開札の際これを開札場所に置かなければならない。ただし、入札及び契約の透明性の向上を図るため、特に必要と認めて当該入札執行の前にその予定価格を公表するときはこの限りでない。

(一般競争入札の開札及び再度入札)

第9条 一般競争入札の開札は、第6条第1項の規定により公告した「入札の場所」において行わなければならない。この場合において、入札者から開札に立ち会いたい旨の申し出があったときは、立ち会わせて行うものとし、入札者が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせなければならない。

- 2 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- 3 契約担当者は、開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないとき（最低制限価格を設けた場合にあつては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の入札がないとき）は、直ちに、再度の入札を行うことができる。
- 4 前項の規定により再度の入札を行う場合は、予定価格その他の条件を変更してはならない。
- 5 入札執行者（契約担当者の事務を直接補助する職員をいう。）は、入札の結果の確認後応札状況を明らかにするため、速やかに入札状況調書を作成し、契約担当者に報告しなければならない。

(同額入札の場合の決定方法)

第10条 契約担当者は、落札となるべき同順位の入札をした者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定しなければならない。

- 2 契約担当者は、前項の場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者がいるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(低入札価格調査基準価格による落札者の決定)

第11条 契約担当者は、一般競争入札により工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがある、著しく不相当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とすることができる。

2 契約担当者は、前項の規定により落札者を決定しようとするときは、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とし、あらかじめ調査を開始する場合の基準となる価格(以下、「低入札価格調査基準価格」という。)を設けるものとする。

(最低制限価格による落札者の決定)

第12条 契約担当者は、一般競争入札により工事又は製造その他についての請負契約を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため、特に必要があると認めるときは、あらかじめ最低制限価格を設けて、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とすることができる。

(低入札価格調査基準価格、最低制限価格の公表等)

第13条 契約担当者は、前2条の規定により低入札価格調査基準価格又は最低制限価格を設けたときは、第8条第4項に規定する予定価格調書に併せてこれを記載し、又は記録しなければならない。ただし、入札及び契約手続の透明性の向上を図るため必要があると認めて当該入札執行前にその低入札価格調査基準価格又は最低制限価格を公表するときは、この限りでない。

(総合評価制度による落札者の決定)

第14条 契約担当者は、一般競争入札により本会の支出の原因となる契約を締結しようとする場合において、当該契約がその性質又は目的から第3条、第11条第1項、第12条の規定により難しいものであるときは、これらの規定にかかわらず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、価格その他の条件が本会にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とすることができる。

2 契約担当者は、前項の規定により工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、落札者となるべき者の当該申込みに係る価格によってはその

者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある、著しく不相当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、価格その他の条件が本会にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とすることができる。

- 3 契約担当者は、前2項の規定により落札者を決定する一般競争入札（以下、「総合評価一般競争入札」という。）を行おうとするときは、あらかじめ、当該総合評価一般競争入札に係る申込みのうち価格その他の条件が本会にとって最も有利なものを決定するための基準（以下、「落札者決定基準」）を定めなければならない。
- 4 総合評価一般競争入札を行う場合にあっては、仕様書案の作成にあたり、調達しようとするものに求める性能、機能等の要件について、必要に応じて資料提供について、相応の期間において第6条に規定する方法により公告し、求めるものとする。
- 5 仕様書案を作成した場合にあっては、資料提供者から仕様書案に対する意見を聴かなければならない。この場合における方法については、前項の規定を準用するものとする。
- 6 契約担当者は、総合評価一般競争入札において落札者を決定しようとするとき又は落札者決定基準を定めようとするときは、必要に応じてあらかじめ、学識経験を有する者の意見を聴くことができる。
- 7 総合評価一般競争入札を行おうとする場合において、当該契約について第6条第1項の規定により公告をするときは、同条の規定により公告をしなければならない事項及び総合評価一般競争入札の方法による旨及び当該総合評価一般競争入札に係る落札者決定基準についても、公告をしなければならない。
- 8 第2項の規定により落札者を決定しようとする場合は、第11条第2項の規定を準用する。

（公募型企画競争による契約）

第15条 契約の性質又は目的から価格だけではなく、企画、技術の提案等を公募してこれらを総合的に評価する契約方法（以下、「公募型企画競争」という。）に付することができる契約は、測量・建設コンサルタント等の契約で、契約担当者が公募型企画競争に付することが適当と認めた契約とする。

- 2 公募型企画競争に付する場合の見積書については、封書で封印のうえ、徴取するものとする。
- 3 前項に規定する見積書は、企画競争の日時まで開封してはならない。
- 4 公募型企画競争に付すときは、公告に示した競争執行の日時に見積書の提出者（以下、「提出者」という。）を立ち会わせて、見積書の開封を行わなければならない。この場合において、提出者が立ち会わないときは、契約事務に関係のない職員を立ち会わせるものとする。

- 5 見積書を開封した場合には、書面で記録しなければならない。
- 6 契約担当者は、交渉権者となるべき同評価（価格及びその他の条件による評価）の申込みをした者が2者以上あるときは、直ちに当該申込者にくじを引かせて交渉順位を決めなければならない。
- 7 前項の場合において、申込者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって契約事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 8 契約担当者は、公募型企画競争により交渉権者を決定した場合は、決定後速やかに次に掲げる各号について、競争参加者に通知するものとする。
 - (1) 交渉権者の住所、氏名（名称、代表者名等）
 - (2) 評価結果

（公募型企画競争の参加者の資格等）

- 第16条 第4条及び第5条の規定は、公募型企画競争に参加する者に必要な資格について準用する。
- 2 第6条及び第7条の規定は、公募型企画競争の公告について準用する。

（指名競争入札の参加者の資格）

- 第17条 第4条及び第5条の規定は、指名競争入札に参加する者に必要な資格について準用する。

（指名競争入札の参加者の指名等）

- 第18条 契約担当者は、指名競争入札により契約を締結しようとするときは、当該入札に参加することができる資格を有する者のうちから、当該入札に参加させようとする者を指名しなければならない。
- 2 前項の場合においては、契約担当者は、第6条第1項第2号から第6号までに掲げる事項について、指名する者に通知しなければならない。この場合において、当該入札に付する事項が建設業法の適用を受ける工事であるときは、入札の日前に建設業法施行令第6条に規定する見積期間を設けて通知しなければならない。
- 3 契約担当者は、第1項の規定により、入札に参加させようとする者を指名するときは、やむを得ない理由があるときを除き、3者以上を指名しなければならない。
- 4 契約担当者は、次条において準用する第14条の規定により落札者を決定する指名競争入札（以下、「総合評価指名競争入札」という。）を行おうとする場合において、当該契約について第2項の規定により通知するときは、同項の規定により通知をしなければならない事項のほか、総合評価指名競争入札の方法による旨及び当該総合評価指名競争入札に係る落札者決定基準についても、通知しなければならない。

(指名競争入札の通知等)

第19条 第8条から第14条までの規定は、指名競争入札の場合に準用する。

2 指名競争入札を行う場合において、契約した者に対して第6条第1項に定める日までに同項各号に規定する事項を通知するものとする。

(随意契約)

第20条 経理規程第68条第1項第4号の規定により競争に付することが不利と認めて随意契約による場合とは、現に契約履行中の工事に直接関連する契約を現に履行中の契約者以外の者に履行させることが不利である場合とする。

(見積書の徴取)

第21条 契約担当者は、経理規程第68条に定める額を超えない範囲で随意契約により契約を行おうとするときは、3者以上から見積書を徴さなければならない。ただし、契約の種類に応じて、以下の金額を超えない場合には、2者以上からの見積りでも差支えないものとする。

- (1) 工事又は製造の請負：250万円
- (2) 食料品・物品等の買入れ：160万円
- (3) 上記に掲げるもの以外：100万円

2 契約の性質又は目的により契約の相手方を特定せざるを得ない場合には、1者からの見積りでも差支えないものとする。ただし、その場合であっても、本要領第2条第2項に定める「契約検討委員会」等を開催し、その議事録を稟議書等に添付するなど検討過程を明確にするものとする。

(見積書の徴取の省略)

第22条 前条の規定にかかわらず、次の各号に該当するものと契約担当者が認めた場合には、見積書の徴取を省略することができる。

- (1) 慣習上見積書を徴する必要のないものと認めたとき。
- (2) 迅速に契約しなければ本会の業務の遂行に支障を及ぼすと認められるとき。
- (3) 契約事務の実情を勘案し、見積書の徴取を省略しても支障がないと認められるとき。

(予定価格調書の省略)

第23条 予定価格が100万円を超えない随意契約については、予定価格調書その他書面による予定価格の積算を省略することができる。

(委託契約の場合の再委託の制限)

第24条 契約担当者は、業務委託契約を締結しようとする場合において、当該契約の相手方がその業務の全部を再委託する場合は、契約を締結することができない。

2 契約担当者は、当該契約の相手方がその業務の一部を再委託する場合は、あらかじめ、次に掲げる各号について書面で提出させ、これを承認した場合に限って契約を締結することができる。契約後に再委託の相手方の変更等を行う場合も同様の承認を必要とする。

(1) 再委託が必要な理由

(2) 再委託の相手方(住所、氏名(名称、代表者名等))

(3) 再委託を行う業務の範囲

(4) 再委託に係る契約金額

(監督及び検査)

第25条 契約担当者又はその指定(委託を含む。)する職員(以下、「検査職員」という。)は、契約の相手方の工事等の監督について契約書、仕様書及び設計書その他関係書類に基づいて監督を行うものとする。

2 検査職員は、売買契約、請負契約又はその他の契約についての給付の完了の確認につき、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類(当該関係書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。)に基づき、当該給付の内容、数量等について検査を行うものとする。

3 契約担当者は、監督及び検査の委託を受けた者からその実施した監督業務及び検査業務の結果について報告を受けなければならない。

4 監督又は検査の実施に当たっては、契約の相手方の業務を不当に妨げることのないようにするとともに、監督又は検査を通じて特に知り得た事項については、これを他に漏らしてはならない。本会の職を退いた後といえども同様とする。

(検査調書の作成)

第26条 検査職員は、契約金額が500万円を超える契約に係る給付について、前条に定める検査を行ったときは、直ちに検査調書を作成しなければならない。ただし、契約書の作成を省略したものにあつては、当該支出に係る会計伝票に履行確認した旨を記名押印のうえ記載することでこれに代えることができる。

附則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成29年7月1日から施行する。